

一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州 倫理規程

一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州（以下この法人という。）は、弊社の社会的使命と職責の重大性にかんがみ、弊社役員及び職員（以下役職員）が遵守すべき事項を、以下のとおり定める。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い事業運営にあたらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為（事業に関わる団体関係者に対し、特別の利益を与えるなど）又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 この法人の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示・禁止）

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、弊社との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他弊社が定める所定の手続きに従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報保護）

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 この法人の役職員は、能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程順守の監視)

第10条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置しこの規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和2年1月27日から施行する。

令和4年5月26日一部改訂。